

平成25年度 市県民税申告受付日程

日時 2月18日(月)～3月15日(金) ※土日を除く 午前9時～午後4時
場所 市役所 2階 大会議室

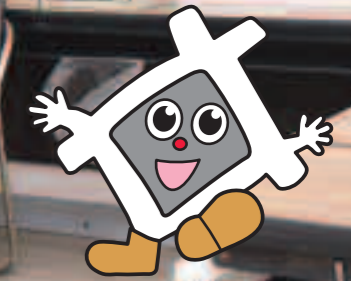
※下記の日程で、各地区の会場でも申告を受け付けます。ただし、各地区の会場で申告受付を行っている日には、その地区にお住まいの方は市役所で申告の受付ができませんのでご了承ください。

月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間	月日(曜日)	受付地区	会場	受付時間
2月18日(月)	須原	須原公民館	9:30～11:30	3月1日(金)	全地区	下田市役所大会議室	9:00～16:00
2月19日(火)	横川	横川諏訪神社	9:30～11:30	3月4日(月)	東中・西中・中・高馬	中公民館	9:30～14:30
2月20日(水)	北湯ヶ野	北湯ヶ野公民館	9:30～11:00	3月5日(火)	立野・蓮台寺・河内	稻生沢公民館	9:30～14:30
	加増野	加増野憩いの家	13:00～14:30				
2月21日(木)	箕作・相玉・椎原・宇土金・落合・荒増・堀之内	稲梓基幹集落センター	9:30～14:30	3月6日(水)	大沢	上大沢区集会所	10:00～11:00
						下大沢農産物集荷所	13:00～14:00
2月22日(金)	大賀茂	大賀茂区公会堂	9:30～11:30	3月7日(木)	四・五・六丁目旧岡方村		
		田牛区集会所	13:30～15:00				
2月25日(月)	吉佐美	朝日公民館	9:30～14:00	3月8日(金)	一・二・三丁目	下田市役所大会議室	9:00～16:00
2月26日(火)	須崎	須崎漁民会館	9:30～14:00	3月11日(月)	東本郷・武力浜		
2月27日(水)	白浜	白浜公民館	9:30～11:30	3月12日(火)	西本郷・敷根		
		旧板戸公民館	13:00～15:00				
2月28日(木)	柿崎	柿崎公民館	9:30～11:30	3月13日(水)	全地区		
		外浦区集会場	13:30～15:00	3月15日(金)			



市県民税申告は正しくお早めに!

申告期間は2月18日から3月15日まで



平成25年度(平成24年中の所得に対する)市県民税の申告受付が始まります。

市県民税の申告は、平成25年度市県民税の基となるほか、国民健康保険税や介護保険料などを算定する上で重要な資料となります。申告が必要な方は、3月15日までに必ず申告してください。

なお、例年3月になりますと会場は大変混雑しますので、申告はお早めにお願ひします。

市県民税の申告

平成25年1月1日現在、下田市にお住まいの方で、次の「申告が必要でない方」に該当しない方は原則として市県民税の申告書を提出していただくこととなります。

申告が必要な方

- ▽営業・農業・不動産などの所得があった方
- ▽公的年金受給者で、社会保険料控除などを受ける方やほかの収入があった方
- ▽給与収入のみのサラリーマンであるが、勤務先から市へ給与支払報告書が提出されていない方

生命保険料控除が変更になりました

地方税法の改正に伴い、平成25年度から生命保険料控除が変更になりました。今までの「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、新たに「介護医療保険料控除」が設けられました。対象は、平成24年1月1日以降に生命保険会社などと契約した保険(新契約)になります。

年金収入400万円以下でも申告が必要な場合があります

平成23年分から、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方は、還付を受ける場合を除き、所得税の確定申告書の提出が不要になりました。しかし、確定申告が不要な方も、次に当てはまる方は市県民税の申告が必要です。※公的年金等を受給している方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除内容に変更や追加がある方(医療費控除、生命・地震保険料控除、年金引き去

▽給与以外に報酬・原稿料・公的年金・家賃などの不動産収入・配当(特定配当など、申告不要の配当を除く)などの所得があった方

▽平成24年中に会社などを退職した方(再就職し、前職分を合せて年末調整した給与支払報告書が勤務先から市へ提出されている場合を除く)

▽国民健康保険に加入している方(所得の有無にかかわらず申告が必要です)

▽平成24年中に収入がなかった方やご家族の扶養になつていない方も申告が必要になります。

申告が必要でない方

- ▽平成24年分の所得税の確定申告書を提出される方
- ▽給与所得以外の所得がなく、会社で年末調整の方など
- ▽申告に必要なもの
- ▽印鑑
- ▽給与・公的年金などの源泉徴収票
- ▽給与と公的年金以外の収入がある方は、平成24年中(1月から12月)の収入・支出がわかるもの

所得税の確定申告

所得税の確定申告が必要な方

〈給与所得者の場合〉

- ▼給与や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- ▼2か所以上から一定額を超えた給与をもらっている方
- ▼給与の年収が2,000万円を超える方など

〈自営業者などの場合〉

▼平成24年分の所得合計額から基礎控除などの所得控除の合計額を差し引いて算出した税額が、配当控除の額より多い方

確定申告をすることにより所得税が還付される方

確定申告をする義務のない方も、次のような場合、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

▽各種控除を受ける場合は次の書類が必要です

- ・配偶者特別控除
- ・配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)
- ・社会保険料控除
- ・国民年金・国民健康保険税などの払込証明書

▽国民健康保険税・後期高齢医療保険料・介護保険料にかかる「平成24年中の納付額のお知らせ」を1月下旬に発送しております。

- ・生命保険料・地震保険料控除
 - ・医療費控除
- 平成24年中に支払った医療費の領収書・レシート、健康保険や生命保険などで補てんされる金額の明細書 ※領収書などは整理し、支払った医療費・交通費(公共交通機関利用の場合のみ)の明細を便箋などに受診者別、病院別にご記入のうえ持参してください(合計額を必ず計算しておいてください)。

・障害者控除

身体障害者手帳、療育手帳など

※その他の控除についてはお問合せください。

確定申告の受付

下田税務署の確定申告の受付を、「下田市民スポーツセンター(サンワーク下田)」で行います。期間中は、下田税務署で確定申告の受付はございませんのでご注意ください。

▼受付期間

2月18日(月)～3月15日(金) ※土日を除く

▼受付時間

午前9時～午後5時 ※混雑の状況により、案内を早めに終了する場合があります。

※電子申告(e-Tax)による申告相談もおこなっています。税務署から送られたハガキまたは昨年申告時にお渡しした緑色の封筒をお持ちの方はご持参ください。

問合せ先

市県民税の申告について

税務課市民税係 ☎2218
 所得税の確定申告について
 下田税務署 ☎0185